

経済産業省 国の行政機関等の行政手続等の電子化推進に関する  
アクション・プラン

平成 14 年 7 月 30 日  
経 済 産 業 省

経済産業省では、所管法令に係る申請・届出等手続のオンライン化を計画的に推進するため、平成 12 年 9 月に「通商産業省 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」を策定し、公表した。また、平成 13 年 6 月にはこれを見直し、全手続の 2 割強にあたる 507 手続のオンライン化時期を前倒しするとともに、318 件の手続簡素化等を行うこととした。

今回、申請・届出等を含め、原則としてすべての法令に基づく行政機関等の手続のオンライン化を可能とするための法整備を平成 14 年度中に行うことを前提に、新たにオンライン化が可能となる手続を含めアクション・プラン(以下「計画」という。)を抜本的に見直し、公表する。

## 1. 計画の拡充及び見直しに当たっての基本方針

経済産業省は、平成 2 年度から特許出願等のオンライン化を実施しているほか、インターネットを利用した情報システムである指定統計調査の新世代統計システムや外国貿易及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続等の貿易管理オープンネットワークシステムを導入するなど、手続のオンライン化と事務処理の電子化に先導的に取り組んできた。

また、申請・届出等手続のオンライン化については、平成 13 年 6 月に我が国初の電子公文書の発出を含む電子申請を実施し、その後も省令改正によってオンライン化が可能な手続につき、法整備に先駆けてオンライン化の前倒し実施を行うなど、手続のオンライン化を通じた行政サービスの向上と効率化及び国民負担の軽減に積極的な取組を進めてきたところである。

こうした実績を踏まえ、今回の計画の拡充・見直しに当たっては、原則としてすべての行政手続をオンライン化するという法整備の趣旨を踏まえ、個別手続のオンライン化計画の対象手続数を大幅に拡大し、これらの手続の例外なきオンライン化に取り組むとともに、従来からの対象手続については、オンライン化時期前倒しの更なる加速化を図ることとした。

また、手続のオンライン化に併せた手続の簡素化及び合理化についても、積極的に計画に盛り込み、計画的な具体化を進める。

## 2. 推進計画

当省は、e-Japan 重点計画が規定する「行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共

有・活用に向けた業務改革を重点的に推進し、平成15年度までに電子情報を紙情報と同様に扱う行政を実現する」という目標に従い、平成15年度を計画期間として進めてきたこれまでの実績を示すとともに、改めて省内オンライン化基盤整備計画、個別手続のオンライン化実施計画を見直し、併せて手続の簡素化・合理化を推進する。

#### (1) 省内オンライン化基盤整備計画

##### 経済産業省認証局(CA)の運用

インターネットを経由して経済産業省から発出される電子データの真正性を証明する基盤となる政府認証基盤については、既に経済産業省認証局(CA)を構築し、平成13年度から運用を行っている。

##### 汎用電子申請システムの整備

当省所管の法令に基づく行政手続で汎用的に用いる経済産業省汎用電子申請システム(ITEM2000)については、平成13年度から運用を開始しているところであるが、さらに機能拡充等に向けての開発整備を平成14年度まで順次進める。また、個別法令等に係るオンライン化システムについても、可能な限り、平成14年度までに開発を行う。これらにより、平成15年度までに電子申請に関する総合的な汎用電子申請システムを構築する。

##### 文書事務システムの整備・運用

当省における起案・決裁等の文書事務を電子化し、申請・届出等手続の事務処理の効率化及び迅速化を図るため、文書事務システムの開発・改良を行い、電子決裁を含め運用を開始しているところである。

#### (2) 個別手続のオンライン化実施計画

当省所管法令に係る行政手続は、国の行政機関の手続が5,415手続、独立行政法人等の手続が627手続、合計6,042手続である。これら手続の中から、技術的及び制度的観点からのオンライン化整備の見通しを踏まえ、別添「個別様式国」「個別様式独立行政法人等」のとおり、個別手続のオンライン化実施計画を策定する。

これにより、平成13年6月改定の個別手続のオンライン化実施計画において、平成14年度までにオンライン化する手続を全手続の47%(1,009手続)としているところを、本計画では平成14年度までに59%(3,190手続)にまで引き上げる。

また、平成13年6月の改訂時点でオンライン化が実施困難とされた個別手続についても、今回の計画において、技術的・制度的観点からの精査を加えた結果、当省所管法令に係る国等の手続については、平成15年度までに例外なくオンライン化することとする。

### (3) 手続の簡素化・合理化について

当省所管法令に係る国等の手続の簡素化・合理化については、1,057件の個別手続見直し(添付書類見直し486件、提出部数削減488件、経由事務廃止78件等)のほか、今後、オンライン化する電子申請・届出等様式の原則的統一化、受付時間延長等の簡素化・合理化を行うこととする。

## 3. 推進体制等

### (1) 推進体制

平成13年9月、事務次官を本部長とし、各局長等を本部員とする「電子経済産業省(e-METI)推進本部」を設置し、その事務局機能を担うため「電子経済産業省(e-METI)推進室」を設置した。本アクション・プランは、このe-METI推進本部体制の下、大臣官房及び商務情報政策局始め各局の連携・協力により、全省的に推進することとする。

### (2) フォローアップ体制

上記推進体制の下で計画の進捗状況等をチェックするとともに、平成12年に設置された有識者から成る電子政府評価・助言会議による評価、改善意見・勧告等及びIT戦略本部における意見等を踏まえつつ、適宜、フォローアップを行っていく。

以上